

令和8年(2026) 月 日

出雲市内宿泊事業者のみなさま

出雲市長 飯塚 俊之
(観光交流部・財政部)

新たな観光財源の検討にかかるアンケートの実施について（お願い）

平素から、本市の観光振興にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本市では、観光振興の更なる充実を図るため、出雲市観光基本計画及び出雲市観光基本計画アクションプランに基づき、各種事業に取り組んでいるところです。

この計画を進める財源を確保するため、「出雲市新たな観光財源検討委員会」を設置し、新たな観光財源として、「宿泊税」を主軸としつつ、市営駐車場の有料化や料金改定、任意でいただく協賛金・寄附金についても幅広く検討しています。

先に実施したアンケート調査や事業者説明会には、ご協力をいただきありがとうございました。お寄せいただいたご意見等をもとに検討を進めておりますが、宿泊税については、現在検討している内容について、具体的な課題などを把握するため、改めてアンケート調査への協力を依頼させていただきたいと思っております。

ご多用の中、大変恐縮ではございますが、何とぞご協力をお願いいたします。

記

- 1 送付資料 アンケート回答用紙
- 2 期 限 令和8年 月 日 ()
- 3 回答方法 WEB・メール・FAX（「アンケート回答用紙」参照）
- 4 その他 本アンケートを実施するにあたり、アンケートの回収について
〇〇〇〇〇〇（出雲市〇〇町〇番地）に委託しています。

「出雲市観光基本計画」について詳しくはこちらでご覧いただけます。

⇒



「出雲市新たな観光財源検討委員会」について詳しくはこちらでご覧いただけます。

⇒



【お問い合わせ先】

○観光振興及び宿泊税の必要性に関すること

出雲市観光交流部 観光課

TEL：0853-21-6588

Mail：kankou@city.izumo.shimane.jp

○宿泊税の制度設計に関すること

出雲市財政部 市民税課法人諸税係

TEL：0853-21-6703

Mail：shiminzei@city.izumo.shimane.jp

このアンケートは、県ホームページに掲載の「宿泊事業者一覧」に掲載されている事業所に送付しています。

I 宿泊税の概要

① 宿泊税を払う人 (納税義務者)	市内の宿泊施設に宿泊した人
② 宿泊税を払う時	原則、宿泊施設に宿泊する際
③ 対象となる宿泊施設	旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 住宅宿泊事業法規定の住宅宿泊事業施設（民泊）
④ 宿泊税の徴収と納入をする人 (特別徴収義務者)	上記宿泊事業者（宿泊客から宿泊税を徴収し、申告書 にまとめ提出します。併せて宿泊税を納入をします。）

II 宿泊税のイメージ



宿泊税は、宿泊施設が都合の良い方法（現金・pay払・OTA合算等）で徴収してください。ただし、徴収にかかる決済手数料等は宿泊事業者でご負担いただくこととなります。そのため、宿泊地で現金払いとされている宿泊施設が多くみられます。

III 宿泊事業者の役割



宿泊事業者は、宿泊者が納められた税金について、月ごとにとりまとめた申告書を作成し、市へ郵送、eLTAXまたは島根電子申告システムを使用し提出します。税金は、eLTAXまたは専用の納付書を使用し、市へ納入します。

1. 宿泊税の算出方法による負担や課題

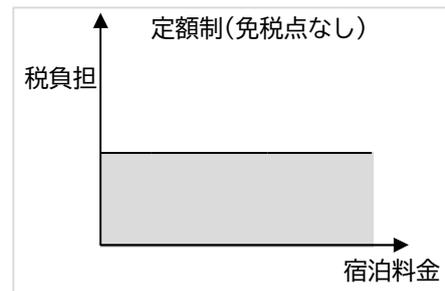
宿泊税の徴収（お客様から税金を預かること）や申告（宿泊人数や税金の額をまとめた申告書を作成し提出すること）、納入（預かった税金を市へ納入すること）を宿泊事業者にお問い合わせすることになります。

先に実施した説明会のご意見や前回のアンケート結果などから、定額制を検討しています。下記の方法を導入することとした場合について、貴宿泊施設における課題があれば教えてください。（複数回答可）

(1) 宿泊料金にかかわらず1人1泊あたり〇〇円の定額とする方法（免税点無し）

※1棟貸・1部屋貸の場合も宿泊人数の把握が必要です。

- ① 特に問題ない
- ② 宿泊人数の把握が難しい
- ③ 税額計算が難しい
- ④ 市への申告書作成が難しい
- ⑤ お客様への税額の説明が難しい
- ⑥ 釣り銭準備や支払対応の手間が大変
- ⑦ その他（具体的に： _____）

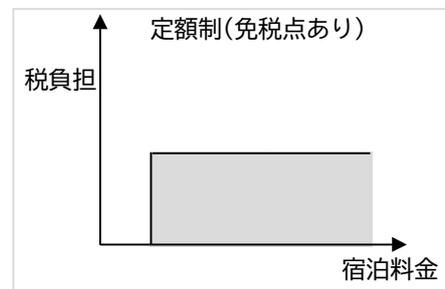


(2) 宿泊料金にかかわらず1人1泊あたり〇〇円の定額とするが、宿泊料金が〇〇円未満は課税しない方法（免税点あり）

※宿泊料金とは食事代・消費税などを含まない素泊まり料金です。

※宿泊人数の把握と素泊まり料金の算出が必要です。

- ① 特に問題ない
- ② 宿泊人数の把握が難しい
- ③ 素泊まり料金の算出が難しい
- ④ 税額計算が難しい
- ⑤ 市への申告書作成が難しい
- ⑥ お客様への税額の説明が難しい
- ⑦ 釣り銭準備や支払対応の手間が大変
- ⑧ その他（具体的に： _____）

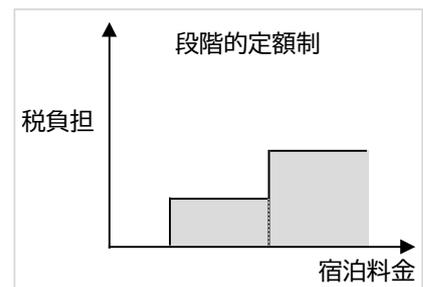


(3) 宿泊税額を1人1泊あたり〇〇円とする方法で、その税額に段階を設け、宿泊料金が高くなると税額も高くなる方法（免税点あり、2段階制）

※宿泊料金とは食事代・消費税などを含まない素泊まり料金です。

※宿泊人数の把握と素泊まり料金の算出が必要です。

- ① 特に問題ない
- ② 宿泊人数の把握が難しい
- ③ 素泊まり料金の算出が難しい
- ④ 税額計算が難しい
- ⑤ 市への申告書作成が難しい



- ⑥ お客様への税額の説明が難しい
- ⑦ 釣り銭準備や支払対応の手間が大変
- ⑧ その他（具体的に： _____)

2. 免税点（宿泊料金がその額を下回った場合は課税しない）の必要性

免税点については、施設規模や標準的な宿泊料金の額により意見が分かれています。松江市は、宿泊料金（素泊まり）が5,000円未満（免税点5,000円）の宿泊には課税しないこととしています。

(1) 出雲市でも5,000円の免税点を設けた場合、貴施設で課題がありますか。

- ① 特にない
- ② 課題がある（具体的な理由を下記から選択してください）
 - ㊦ 課税・非課税のお客様が混在することでフロント等の事務が複雑になる。
 - ㊧ 宿泊客への説明が難しくなる。
 - ㊨ 経理処理が煩雑になる。
 - ㊩ その他(_____)

(2) 出雲市では免税点を設けない場合、貴施設で課題がありますか。

- ① 特にない
- ② 課題がある（具体的な理由を下記から選択してください）
 - ㊦ 低価格の宿泊料金で宿泊するお客様への説明が難しい。
 - ㊧ 5,000円以下の料金設定をしているため、宿泊客が松江市に流れる。
 - ㊨ その他(_____)

(3) 貴施設の1人1泊あたりの宿泊料金ごとに直近1年間の宿泊者数(延べ)をお答えください。なお宿泊料金は、食事代や消費税などを除くいわゆる素泊まり料金で回答をお願いします。

1人1泊 宿泊料金	宿泊者数 (延べ)		1人1泊 宿泊料金	宿泊者数 (延べ)	
3千円未満		人	8千円～ 9千円未満		人
3千円～ 4千円未満		人	9千円～ 1万円未満		人
4千円～ 5千円未満		人	1万円～ 2万円未満		人
5千円～ 6千円未満		人	2万円～ 3万円未満		人
6千円～ 7千円未満		人	3万円～ 4万円未満		人
7千円～ 8千円未満		人	4万円以上		人

5. 日帰り・短時間の利用に対する課税

日帰りや休憩などの短時間の利用に対し、宿泊税を徴収すべきかどうかについては導入済自治体でも対応が分かれています。

先行事例の多くが採用している次のような利用を宿泊税の対象とした場合に貴施設では課題がありますか。

A 宿泊として利用を開始したが、結果として短時間の利用となった場合

例：宿泊としてチェックインしたが急遽PM11にチェックアウトした

B 寝具を使用する日付をまたがない利用で、6時間を超える場合

例：仮眠のためPM3時～11時まで利用した

C 寝具を使用する休憩として利用を開始したが、延長して日付をまたいだ場合

例：PM9時～11時までの予定だったが、利用時間の延長してAM1時まで利用した

(1) 貴施設では、上記のような利用はありますか。

- ① ある
- ② ない

(2) あると回答された施設にお聞きします。上記のような日帰りや短時間の利用も宿泊税の対象とした場合に何か問題がありますか。

- ① ある

問題を具体的に教えてください。()

- ② ない

6. 経理方法

宿泊税は宿泊施設において、宿泊税を徴収し、その件数・金額を市が指定する申告用紙に月単位でまとめて記入し、税額を納入していただくこととなります。また宿泊者に発行する領収書に宿泊税額を明記する必要があります。

今後、宿泊税を導入することとなった場合の貴施設の経理方法について現段階で想定される方法を教えてください。

- ① 現在使用している専用システムの改修等を検討
- ② 新たに専用システムの導入を検討
- ③ 現在使用しているパソコン等で管理を検討
- ④ 新たにパソコン等を購入し管理を検討
- ⑤ 手書帳簿を使用し管理を検討
- ⑥ その他 ()

7. 事務負担軽減措置

宿泊税は、宿泊事業者に徴収、申告、納入の事務を担っていただく必要があるため、先行する自治体では様々な事務負担の軽減措置が講じられています。

貴施設において最も期待する措置は次のうちどれですか。(1つ選んでください)

- ① 導入時のシステム改修費補助
- ② 事務負担に対する補助金(納入額に応じた特別徴収事務交付金等)
- ③ 申告・納付期間の延長(毎月の申告・納入期限を3ヶ月に1回程度に減らす)
- ④ 申告書提出方法や税額の納入方法の電子化
- ⑤ その他 ()

8. 宿泊税の納税者(宿泊客)への周知

前回アンケートでは、お客様への理解を求めることに対する不安があると回答する施設が多くありました。そこで宿泊税の納税者であるお客様の理解を得るために、市が力を入れるべきことについて最も重要だと思うことは次のどれですか。(1つ選んでください)

- ① 宿泊者に向け、市や観光協会のホームページ等で宿泊税についての周知
- ② 宿泊者に向け、宿泊施設のフロント等に設置できるパンフレットの作成
- ③ 広く観光客に向け、ポスター等を作成し、宿泊施設以外の場所でも周知
- ④ 宿泊税の使い道などの公表
- ⑤ 宿泊事業者に向けた使途や宿泊税の必要性についての説明
- ⑥ その他 ()

9. 宿泊税の制度を設計するにあたり、ご意見ご要望などありましたらご記入ください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

10. ご記入いただいた内容について、詳しくお尋ねする場合がありますので、下記の記入にご協力ください。複数施設分をまとめてご記入いただいた場合は、すべての施設名をご記入ください。

貴施設名： _____

ご回答いただいた方のお名前： _____

お電話番号： _____

※提供していただいた情報につきましては、宿泊税検討に関すること以外には使用いたしません。

アンケートは以上です。
お忙しいところご協力いただきありがとうございました。